

いなべ市地域情報化計画

(いなべ市 DX 推進計画)

令和7年4月
(第2版)

目 次

第1章 地域情報化計画の策定に当たって.....	2
1.1 計画策定の趣旨・目的.....	2
1.1.1 市民サービス向上に向けて行政内部の業務改善と効率化を図る.....	2
1.2 計画の範囲と期間.....	2
1.3 計画の見直し.....	3
第2章 情報化の動向.....	4
2.1 国の施策（取組）.....	4
2.1.1 デジタル庁の役割と政府における各種会議.....	4
2.1.2 デジタル社会推進会議の開催.....	4
2.1.3 デジタル社会構想会議の開催.....	4
2.1.4 デジタル臨時行政調査会及びデジタル田園都市国家構想実現会議の開催.....	4
2.2 三重県の施策.....	5
2.3 先進自治体の取組.....	5
2.3.1 全国の先進自治体の動向.....	5
2.3.2 先進事例から見る導入課題.....	6
3.1 基本方針.....	7
3.2 自治体DXの積極的な推進.....	7
3.3 人材の育成.....	7
3.4 情報セキュリティの確保.....	8
3.5 事業評価.....	8
3.6 実施スケジュール.....	8
4.1 地域情報化（DX推進計画）計画推進体制.....	9
4.2 情報セキュリティ対策.....	10
4.3 計画内容の評価及び見直し.....	10

第1章 地域情報化計画の策定に当たって

1.1 計画策定の趣旨・目的

(1) 趣旨

令和3年9月1日デジタル庁が設置され、「デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針」等が定められた（デジタル社会形成基本法第37条第2項等）。

6つの重点方針は、次のとおり。①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残さないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFT（Data Free Flow with Trust）の推進を始めとする国際戦略。

後に、令和6年6月21日「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定された。この中でも先に示された6つの重点方針は引き継がれている。

いなべ市はこのようなデジタル社会の実現に向けて、「いなべ市地域情報化計画（令和7年4月 第2版）」（以下「情報化計画」という。）を策定します。

(2) 目的

政府において決定された「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を実行、実現することを目的とします。

1.1.1 市民サービス向上に向けて行政内部の業務改善と効率化を図る

電子自治体（電子市役所）を目指すためには、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進を推し進めて、幅広い情報活用が必要となります。

いなべ市地域情報化計画では、行政の情報化（DX）を推進することで行政事務の改善を図り、情報化されたシステムを効率的に運用する人（職員）の育成を行うことで、効率的な行政を構築し、質の高い行政サービスの提供を実現します。

(1) 自治体の情報システムの標準化・共通化

「ガバメントクラウド」の活用に向けた検討を踏まえ、国が定めるシステムについての策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行を準備及び構築します。

(2) 行政手続きのオンライン化

主に市民がマイナポータルからマイナンバーカードを用いた申請を行なう手続きについては運用開始しており、今後は行政手続きの利用促進に努めます。

1.2 計画の範囲と期間

情報化計画は、国及び県の施策や動向を踏まえ、計画期間は、令和7年度から令和9年度までの3年とします。

1.3 計画の見直し

情報化計画では、国及び県の施策や動向、今後の情報通信分野での急速な技術革新及び社会・経済の環境変化を注視し、柔軟かつ適切な対応ができるよう、毎年度末に達成状況を確認し、状況に応じて計画内容の柔軟な見直しを行うこととします。

第2章 情報化の動向

2.1 国の施策（取組）

2.1.1 デジタル庁の役割と政府における各種会議

デジタル社会の実現に向けて、国、地方公共団体及び事業者が連携及び協力しながら社会全体のデジタル化を推進していく際に、デジタル庁は、デジタル社会の実現に関する司令塔として、利用者目線で適切にニーズをくみ取ったサービスを提供することによる国民の利便性の向上、デジタル基盤やデータ流通環境の整備、行政や公共分野におけるサービスの質の向上、デジタル人材の育成及び確保、教育及び学習の振興、安心して参加できるデジタル社会の実現を図るため、主導的な役割を担い、関係者によるデジタル化の取組をけん引していく。

また、デジタル改革、規制改革、行政改革といったデジタル時代にふさわしい構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進するとともに、デジタル田園都市国家構想の実現においても内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局と連携してデジタル技術を地域の暮らしや産業に実装するなど、重要な役割を担っていく。

2.1.2 デジタル社会推進会議の開催

内閣総理大臣を議長とし、全閣僚等をメンバーとするデジタル社会推進会議¹は、デジタル社会の形成のための施策の実施を推進する。デジタル監及び内閣総理大臣により任命された幹事からなるデジタル社会推進会議幹事会²は、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画に記載された具体的施策の検証、評価等、デジタル社会推進会議におけるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進及び関係行政機関相互の調整に資することを目的として開催する。

2.1.3 デジタル社会構想会議の開催

デジタル大臣が指名する有識者によって構成されるデジタル社会構想会議において、デジタル臨時行政調査会とも連携しながら、今後のあるべきデジタル社会の在り方等について調査審議を行う。

2.1.4 デジタル臨時行政調査会及びデジタル田園都市国家構想実現会議の開催

規制・制度、行政や人材の在り方まで含めて本格的な構造改革を行うため、内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」を開催し、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進する。

また、デジタル技術の実装を通じて、地方が抱える課題を解決することで、地域の暮らしの向上、産業の活性化、持続可能な社会の実現、幸福度の増大等による地方の活性化を図るため、主にデジタル臨時行政調査会での検討成果の活用やデジタル基盤の整備等の観点から、内閣総理大臣を議長とする「デジタル田園都市国家構想実現会議」を開催し、国が中心となって

¹ デジタル庁設置法第14条及び第15条

² 令和3年9月6日デジタル社会推進会議議長決定

整備するデジタル基盤の上でデジタル化の恩恵を日本全国津々浦々にまで広げ、根付かせるための取組を強力に推進する。

2.2 三重県の施策

三重県では、令和2年6月に、ICTやデータの積極的な活用により、行政運営の効率化や県民の利便性の向上、社会のさまざまな課題を解決していくことを目的として「みえデジタル戦略推進計画」を策定し、取組を進めてきました。計画の策定以降、県や国において、デジタル社会の推進に向けての動きが加速するとともに、コロナ禍によってデジタル化の遅れが顕在化したことから、これらの課題等に対応し、デジタル社会の形成を強力に進めていくため、令和4年12月に計画が全面的に改定されました。それが「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」です。デジタル社会の恩恵は、積極的な人、不慣れな人、不安を抱えている人など、誰もが受けることができるものであるべきと考えます。

そこで、三重県では、「デジタルが社会に浸透することによって、誰もが、直接的、間接的にデジタルの恩恵を受けることができる社会」をデジタル社会ととらえ、その形成を推進します。

デジタル社会の形成により、県民の皆さんの時間や気持ちに余裕が生まれ、自己実現を図ることで、「心豊かな暮らし」と「持続可能な地域社会」が実現されている三重県をめざします。本計画では、人々の生活の中心となる「暮らし」、暮らしを支える「しごと」、そして社会を支える「行政」の3つの分野に区分して取組を進めます。それぞれの分野においてめざす姿、取組方針を掲げて取組を進め、右に掲げる好循環のループを実現することで、加速度的にデジタル社会が形成されることをめざします。

1. 暮らしのDX：取組方針：多様な主体が取り組むDXの支援

防災、教育、社会インフラなどあらゆる分野においてデジタル化が進むことにより、県民一人ひとりのニーズに応じたサービスが提供されるとともに、心豊かな生活を実感できる暮らしが実現しています。

2. 仕事のDX：取組方針：DXによる各産業の活性化、新しいビジネスの創出

デジタル技術を活用した新たな事業が創出されることにより、社会課題や地域課題の解決が図られるとともに、多様な働く場の創出や地域の活性化が図られています。

3. 行政のDX：取組方針：デジタル技術を活用した県民サービスの推進

スマートフォン等の利用を通じた行政手続のデジタル化をはじめ、行政が保有するデータを活用した政策立案やサービスが創出されることで、県民の皆さんの利便性が向上しています。

2.3 先進自治体の取組

先進市は、以下のような計画を立て、自治体DX・地域情報化に取り組んでいます。

2.3.1 全国の先進自治体の動向

(1) 職員の育成と連携

- ① 全体方針を踏まえて「高度な専門人材の確保・育成」の観点から、継続的な外部からのデジタル人材の確保に加え、職員が希望する業務への従事を可能とする庁内公募制度

において、DX人材育成コースを新設し、受講後は実際にDX推進に関与する。

- ② 周辺自治体と「オープンデータ推進会議」を設置し、統一フォーマットを定め、オープンデータの活用を進める。また、オープンデータ以外でも情報交換や相互助言を実施する。

(2) デジタル技術を活用した業務改善等

- ① 一部の部署で試行した電子決裁機能付きの文書管理システムを全庁で本格運用することで、行政事務のペーパーレス化を推進する。
- ② これまで紙媒体で実施していたプレミアム商品券に係る事業について、キャッシュレスの普及等を実現するため、電子化した。事業規模は、約8億円から15億円に倍増したにも関わらず、事務経費は1億4,800万円から5,400万円に縮減された。また、電子化により、消費者の消費動向がデータ化されたため、そのデータを基礎とした分析が容易になり、施策の評価や企画立案において有用な指標となった。

(3) 行政手続きのオンライン化

- ① 県と市町が共同で行政手続きオンライン化システム調達・利用に取り組むことで、調達・導入に係る職員の事務負担及び費用負担の軽減や住民の利便性向上を目指し課題解決のための共同研究事業を実施した。
- ② BPR(ビジネス・プロセス・エンジニアリング)の取組と合わせて、バックヤードだけでなく、フロント部分(受付窓口)においてもシステム化を進め、RPA(ロボティックプロセス・オートメーション)の利用によりバックヤードの負担を軽減するとともに、住民の申請記入や窓口支援システムを活用した手続きの自動判別により代理受付を実施し、各窓口を回る住民の負担を軽減した。

(4) デジタルデバйд対策

- ① 高齢者が高齢者を支援する仕組みとして、
県が、市町村から推薦を受けた候補者に対して講習(受講無料)を行い、「高齢者デジタルサポーター」として育成し、登録する。サポーターは、市町村の依頼に応じて高齢者向けの研修の講師や相談要員等として、派遣される。
- ② Society5.0社会に適応する村づくり「村まるごとデジタル化事業」として、人口5,000人余りと少ないからこそ、誰一人取り残さないデジタル化を村全体で目指し、村・IT企業、通信事業者の連携協定を締結した。

2.3.2 先進事例から見る導入課題

いなべ市と人口規模や財政規模等が類似している自治体の先進事例やシステムの利用状況を調査し、必要に応じて取り組み、市民サービスの高度化を図ります。また、国県が推進するデジタルガバメントにおいては、いなべ市として市民の利用が見込めないものや、費用対効果が著しく低いものについては、慎重に検討していく必要があります。

第3章 情報化（DX）推進施策の展開

3.1 基本方針

国及び県の動向として情報化（DX）を推進するに当たっては、電子自治体（電子市役所）としての“行政手続きのオンライン化による市民サービスの高度化と効率的な行政”を実現する必要があります。

① 自治体DXの積極的な推進

② 人材の育成

の2つを掲げ、市全体として取組を実施していきます。

3.2 自治体DXの積極的な推進

自治体DXを推進するための手順を整え実行計画を立てます。

① DXの認識共有・気運の醸成

単なる新技術を導入するのではなく、デジタル技術やデータも活用して、利用者目線で、業務の効率化、改善等を行うとともに住民の利便性向上につなげていくための庁内の認識共有及び気運の醸成を行います。

② 全体方針の検討・決定

相互に関連するDXの取組を総合的かつ効果的に実施し、全庁に推進するために、全体方針を検討・決定し、庁内（全職員）に共有します。

③ 推進体制の整備

全体方針を踏まえて、DXの推進体制を整備するに当たって、組織及び人材の両面から検討します。

④ DXの取組の実行

全体方針から、本市の個別のDX課題を洗い出し、取組を計画的に実行します。

3.3 人材の育成

自治体DXの推進には、それを担う人材が必要です。そのため各課（局、室）DX推進役のリーダー育成はもとより全職員への計画的、継続的な研修を実施します。

3.3.1 情報化（DX推進）を担う人材の育成

① DXを推進する市職員の育成に向け、積極的に情報を取得し、選択できる人材を育成するため、民間のICT技術に関するトレーニングへの派遣研修やE-Learningを含め、新技術の展示及び紹介のセミナー参加を推進します。

② 情報システムの操作やネットワーク基礎の研修を実施し、職員全体の知識の底上げを図ります。

③ 情報セキュリティに対する意識向上のため、情報セキュリティ研修を継続して実施していきます。

3.4 情報セキュリティの確保

① 情報セキュリティポリシー遵守

情報化の進展により利便性や業務の効率化が図られる反面、外部からの不正アクセスによる個人情報等の盗聴及び改ざん、コンピュータウイルスによる情報漏えい、職員や外部委託業者による人的な情報漏えいなど、市民に影響を与える脅威が増大しているため、今後は更に個人情報の保護やプライバシーの侵害に対する安全性や信頼性の確保に向けた具体的な対策を推進します。

また、地震等の災害によるデータの喪失を防ぐため遠隔地でのデータ保管をします。

② クラウドサービス利用における情報セキュリティ

本市や外部委託業者では日常的にクラウドサービスの利用が進んでおり、クラウドサービス利用の選定条件やクラウドサービス内の情報の取り扱いなどを定め、定めて内容通りに運用する。

3.5 事業評価

① 必要に応じて全庁共通システム（情報通信基盤を含む。）の事業評価

全庁共通システムにおいて、既存システムについては要望等ニーズを洗い出し業務全体を根本的に見直し、場合によっては再構築を含めそれらの課題を解決するための定量的な評価基準を作成し、目標を立て、総合的に検討を行います。

また、新規導入システムについては行政の効率化及び高度化の観点から、業務全体を根本的に見直し、システム構築に重要な条件を明確にして、既存システムの評価同様、定量的な評価基準を用いてシステムに対する適切な評価を行い新規導入システムの検討を行います。

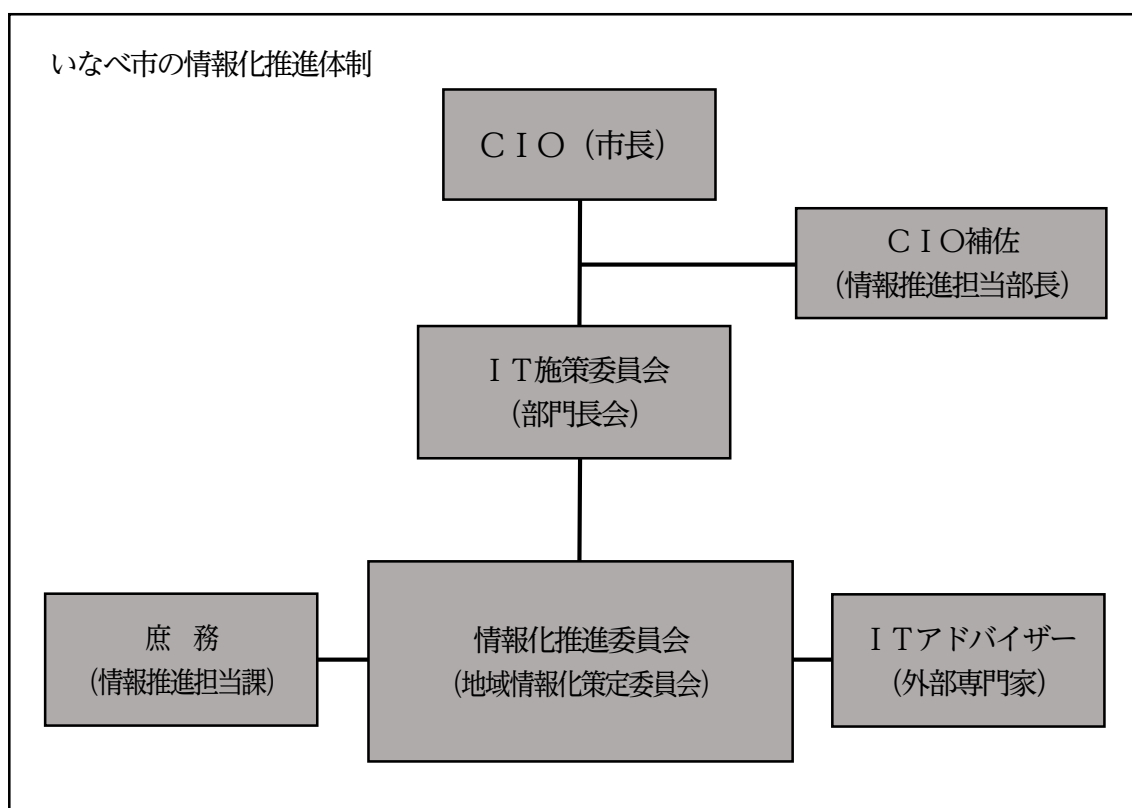
3.6 実施スケジュール

実施スケジュールについては、国や県の動向を注視しつつ、各施策の内容や緊急性及びシステム更改時期を最大限考慮した実施スケジュールを策定します。

第4章 地域情報化計画の推進に向けて

4.1 地域情報化（DX推進計画）計画推進体制

新規システムの導入、既存システムの修正及び更改に際して、情報化推進やシステム維持管理を行うため、CIO及びCIO補佐を定め各課（局、室）から1名ずつ選出された情報化推進委員により構成される情報化推進委員会を設置し、全庁的な体制で地域情報化を実施し、必要に応じてITアドバイザーの意見を聞くこととします。



- ① 情報化推進委員会（以下「委員会」という。）は、各課（局、室）から1名ずつ職員を選出し、組織します。
- ② 情報化推進体制は、最高統括責任者（以下「CIO」という。）、最高統括責任者補佐（以下「CIO補佐」という。）及びIT施策委員会を置き、CIOは市長、CIO補佐は情報推進担当部長、IT施策委員会は各部門長をもって充てます。
- ③ 情報化推進委員会は、情報推進担当課長（以下「課長」という。）の求めにより、開催します。
- ④ 課長は、委員会の決定事項をIT施策委員会に報告します。
- ⑤ 情報化推進委員は、地域情報化策定委員を兼務し、ワーキンググループにより地域情報化計画を作成、見直しを行うための調査及び検討を行います。

4.2 情報セキュリティ対策

地域情報化計画の推進については、生成 AI 等新技術の情報セキュリティリスクやいなべ市の情報セキュリティポリシーを十分考慮し実施していくとともに、人的セキュリティ面でのモラル向上のため全職員に対して情報の取扱い等についての研修を実施します。

4.3 計画内容の評価及び見直し

評価基準に則った評価を実施し、効果の確認をします。また、効果の結果から改善等の必要がある場合は改善案等を提出し今後の方向性を示します。

以上